

市条例の方針（案）について（基本的事項の比較）

	府条例 (H26.12制定)	市条例の方針（案）	市要綱 (S62.5制定、H27.7改正)
行為への規制	許可		要綱に基づく届出
対象の区域	府内全域	市内全域	市街化調整区域
対象の行為	土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂(混入・付着含む)の堆積を行う行為		土地の埋立て、盛土又は切土により土地の地形又は地質を変更すること
工事施行者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の住民の理解を得るよう努める ・ 災害の防止及び生活環境の保全のため必要な措置を講ずる責務を有する 		<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ周辺土地関係者の理解を得るよう努める ・ 災害防止、自然環境等保全のための十分な措置を講じなければならない
土地所有者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めること 		
土砂を発生させる者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めること 		規定なし
崩落等の防止	規定なし	土砂が崩落し、または流出しないよう必要な措置を講じること	規定なし

【基本的事項に関する考え方】

一定規模以上の埋立て等の行為について、土砂の量が多く、災害の発生による被害等の影響が大きいと考えられるため、許可制とする。

また、工事施工者の責務及び土地所有者のほか、土砂を発生させるものについて、土砂発生の段階で抑制し、発生土砂の有効利用の促進に努めるとともに、発生土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないように、責務規定を設けるとともに、崩落等の防止の規定を設けた。

市条例の方針（案）について（許可申請手続きの比較）

	府条例 (H26.12制定)	市条例の方針（案）	市要綱 (S62.5制定、H27.7改正)
申請者	<ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立て等を行う者 (発注者及び請負人) 		<ul style="list-style-type: none"> 事業主等 (事業者、工事施行者)
許可等の対象となる範囲	3,000㎡以上の行為	市街化調整区域における高さ1m以上かつ500㎡以上3,000㎡未満の行為 (一時たい積を除く)	市街化調整区域における高さ1m以上かつ1,000㎡以上もしくは、1,000㎡未満で高さ3m以上の行為 (一時たい積を除く)
事前の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議書 		<ul style="list-style-type: none"> 事前申出書 事前指導書の交付
土地所有者への通知	<ul style="list-style-type: none"> 許可取得時、行為者は所有者に通知が必要 (変更時にも必要) 		<ul style="list-style-type: none"> 市では所有者通知なし
変更	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な事項（土量減少、事務所の位置等）以外については、変更許可（軽微事項については届出） 		<ul style="list-style-type: none"> 事前申出書から変更手続き (軽微変更届出制度なし)
完了等	<ul style="list-style-type: none"> 完了、廃止、休止又は休止後の再開について届出 完了及び廃止時には、基準に適合しているか確認 		<ul style="list-style-type: none"> 中止時は必要な措置を指導 完了時は基準等の適合確認 廃止時は廃止に係る手続き

【許可申請手続きに関する考え方】

制定済みの周辺市を参考に、面積500㎡以上、3,000㎡未満の行為を対象とし、農地のかさ上げ等の1m未満の行為や一時たい積は災害の恐れが低いことなどから対象外とする。ただし、一時たい積を含む市内全域の埋立て等行為に対し、安全に必要な措置に関する規定を設け、改善命令等の対象とする。

市条例の方針（案）について（許可要件等の比較）

	府条例 (H26. 12制定)	市条例の方針（案）	市要綱 (S62. 5制定、H27. 7改正)
行為者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年以内に府許可の改善命令や取消を受けていない者、暴力団関係者でないなど ・ 事業を的確に、かつ継続して行うに足る資力を有する者 		規定なし
事業の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者から同意を得ていること 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺関係者の理解を得るよう努めること
説明会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請前に周辺住民への説明会の開催 		
現場管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務所及び管理責任者の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場責任者の常駐（事務所設置は不問）
安全配慮・構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の区域外への崩落、飛散、流出による災害防止措置が図られていること ・ 完了時の形状及び構造が基準に適合するものであること 【基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用排水路整備基準 ・ 防災基準 * 他法令の措置が図られているのは上記は適用外（届出等は対象） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導基準に適合しているか審査 【指導基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用排水路整備基準 ・ 防災基準 ・ 搬入に当たり自ら整備した進入道路の設計基準 ・ 指導事項等の他以下について遵守すること <ul style="list-style-type: none"> 車両運行上の措置 防災上の措置 その他の措置
	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期間、災害の防止又は生活環境の保全上必要な条件を設定できる。 		

【要件等に関する考え方】

適正な埋立て等の行為の遂行を期待しえない者を排除するため、欠格要件を設け、事業を行うに足る資力等を有することを要件とする。また、周辺住民の理解を得て事業を進めることが重要であることから、住民説明会の開催についても要件とする。

市条例の方針（案）について（工事中の義務等の比較）

	府条例 (H26.12制定)	市条例の方針（案）	市要綱 (S62.5制定、H27.7改正)
土検査・報告	<ul style="list-style-type: none"> 発生場所ごとに土砂の汚染のおそれの確認をし、搬入前に報告 		規定なし
土量報告	<ul style="list-style-type: none"> 年2回の土量報告 (搬入土量、一時保管の場合は搬出土量) 		
水質検査・報告	<ul style="list-style-type: none"> 年4回の水質検査・報告 (区域外への排水について) 完了・廃止時にも検査・報告 不適合時は報告し、措置 	規定なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 台帳作成（排出者情報、発生場所ごとの土量等） 標識の掲示等、関係図書の閲覧、関係図書の保管 施工状況確認（土地所有者にかかる） 		
報告徴取・立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 工事内容について報告を求めることができる 現場立ち入り、質問等 		

【工事中の義務等に関する考え方】

埋立て等の安全性の確保に加え、汚染された土砂が埋立て等に使用されることを未然に防止するための措置が講じられることが重要であることから、搬出元及び汚染の把握について、規定を設ける。

水質検査については、事前に搬入土砂に汚染がないことを確認しているほか、府条例対象事業と比べて小規模で工事期間が短く、採取が難しいと考えられることから、規定を設けないこととする。

また、工事中においても、周辺住民等の理解を得て、事業を進めることが重要であることから、毎日土砂の搬入量等に関する管理台帳の整備等について、規定を設ける。